

審 査 基 準

令和 8 年 4 月 1 日作成

法 令 名	: 道路交通法
根 拠 条 項	: 第 101 条第 6 項
処 分 の 概 要	: 免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原 権 者 (委 任 先)	: 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第 95 条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間）、第 101 条第 1 項及び第 7 項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、第 101 条の 2 の 2 第 1 項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第 101 条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第 101 条の 4 第 1 項から第 3 項まで（70 歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第 33 条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第 37 条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第 37 条の 6 の 2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第 29 条（免許証等の更新の申請等）、第 29 条の 2 の 2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）、第 2 条（講習の基準）
審 査 基 準	:
標 準 処 理 期 間	: 30 日以内
申 請 先	: 運転免許センター又は住所地を管轄する警察署（浜北警察署を除く。）
問 合 せ 先	: 静岡県警察本部運転免許課
備 考	: